

「One ID 導入に向けた個人データの取扱検討会」

第2回検討会（11月21日開催）

主な意見

【One ID システムについて】

- 非接触型でもウォークスルーにおいての歩容認証などがあるが、本人確認の精度としては顔認証の方が高いだろう。ただし、顔認証そのものが外的要因の影響を受けないかについては確認が必要。（菊池委員）
- 顔認証の海外での認知度の高さに触れているが、それらの事例でネガティブな情報が出ていないかどうか確認をするべき。（篠原委員）
- 顔識別・生体認証については、メリットだけではなくリスクも併せて確認するべき。（若目田委員）
- カメラに通るすがりの人が映り込む可能性はないのか。（篠原委員）

【利用者への告知・公表方法について】

- 告知・公表の文書について、「顔認証」「顔照合」「本人確認」などが混在してしまわないよう、英語への翻訳も含め、用語の定義や使い方を明確にした方が良いのではないかと。（若目田委員）
- One ID の利用規約を策定した場合においても、細かく読む人は少なく、顔情報があらゆる情報に紐づけされると勘違いする人も多いと思うので、利用目的が限定的である点はリーフレット等でも訴求した方がよいのではないかと。（佐藤委員）

【利用者からの同意取得について】

- 同意取得の方法について、誰が誰に対して同意を取っているのか明示的でないと、何の情報が誰に渡るのか・渡らないのかについて利用者に明確に伝わらないのではないかと。（菊池委員）
- どの場面において撮影し、何と照合しているか、どこと共有しているのか等について、図などで説明されると、消費者にとってわかりやすいのではないかと。（篠原委員）

【ガイドラインでの整理について】

- 生体認証は拡張の可能性はないということを原則にするべき。「利用目的は極めて制限的とし、24時間以内に消去し、One ID 以外の手続き方法も設け、利用目的は原則不変とする。例外的に変更の必要がある場合はしかるべき検討をする。」という厳しいメッセージが必要。（鈴木委員）

【その他のご意見】

- One ID サービスについて、国内において、利用規約や利用目的も含め、統一的なマークとシステムでサービスを提供してはどうか。（鈴木委員）